

川越市週休2日制適用工事要領（建築工事）

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新（改正後）	旧（現行）
<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この要領において「適用工事（現場閉所型）」とは、対象期間において、現場閉所（現場休息）<u>による週休2日</u>に取り組む方式をいう。</p> <p>（1）週休2日</p> <p>ア <u>完全週休2日</u></p> <p><u>対象期間において、全ての週（土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上の現場閉所（現場休息）（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上）を達成したと認められる状態をいう。</u></p> <p><u>ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている場合に、達成しているものとみ</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この要領において「適用工事（現場閉所型）」とは、対象期間において、<u>4週8休以上</u>の現場閉所（現場休息）に取り組む方式をいう。</p> <p>（1）週休2日</p> <p>ア <u>月単位の週休2日</u></p> <p><u>対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。</u></p> <p><u>ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>なす。</p> <p><u>また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所（現場休息）日に指定するものとする。</u></p> <p><u>なお、完全週休2日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。</u></p> <p>イ 月単位の週休2日</p> <p>対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。</p> <p>ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所（現場休息）では28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に<u>現場閉所（現場休息）</u>を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</p> <p><u>また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u></p> <p>ウ 通期の週休2日</p>	<p>イ 通期の週休2日</p> <p>対象期間において、4週8休（現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>対象期間において、4週8休（現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8) 削除</u></p> <p>4 この要領において「適用工事（交替制）」とは、対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら<u>週休2日</u>に取り組む方式をいう。</p> <p>(1) 週休2日</p> <p><u>ア 完全週休2日</u></p> <p><u>対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日））以上を達成したと認められる状態をいう。</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8) 現場閉所（現場休息）率</u></p> <p><u>現場閉所（現場休息）率 = 対象期間内の現場閉所（現場休息）日数 ÷ 対象期間の日数</u></p> <p>4 この要領において「適用工事（交替制）」とは、対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら<u>4週8休以上</u>の休日確保に取り組む方式をいう。</p> <p>(1) 週休2日</p> <p><u>ア 月単位の週休2日</u></p> <p><u>対象期間において、全ての月で4週8休（対象者の平均休日数の割合（以下、「平均休日率」という。）が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>イ</u> 月単位の週休2日</p> <p>対象期間において、全ての月で対象者の休日率が28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。</p> <p><u>ただし、月単位の週休2日（4週8休以上）の判断にあたって、ひと月を通して特定の曜日で休日確保を行っても、28.5%に満たない場合は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。</u></p> <p><u>また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。</u></p> <p><u>ウ</u> 通期の週休2日</p> <p>対象期間において、<u>対象者の休日率が28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>をいう。</p> <p><u>イ</u> 通期の週休2日</p> <p>対象期間において、<u>4週8休（平均休日率が28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>(5) 削除</p> <p>(6) 削除</p> <p>（積算方法等）</p> <p>第6条 適用工事は、別表に掲げる補正係数により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。（市場単価及び物価資料の掲載価格の補正率は、令和<u>7</u>年<u>1</u>月<u>10</u>日付け国営積第<u>7</u>号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知を準用する。）ただし、見積り単価を除く。<u>また、完全週休2日においては現場管理費を補正する。</u></p> <p>2 適用工事は、別表に掲げる完全週休2日を達成した場合の補正係数により労務費及び現場管理費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。</p> <p>なお、現場閉所（現場休息）率又は休日率の達成状況を確認後、<u>完全週休2日が未達成の場合で、月単位の週休2日を達成する場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日に変更するものとし、月単位の週休2日に満たない場合は、</u></p>	<p>(5) 休日率</p> <p>休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数</p> <p>(6) 平均休日率</p> <p>平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数</p> <p>（積算方法等）</p> <p>第6条 適用工事は、別表に掲げる補正係数により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。（市場単価及び物価資料の掲載価格の補正率は、令和<u>6</u>年<u>3</u>月<u>22</u>日付け国営積第<u>13</u>号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知を準用する。）ただし、見積り単価を除く。</p> <p>2 適用工事は、別表に掲げる月単位の週休2日を達成した場合の補正係数により労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。</p> <p>なお、現場閉所（現場休息）率又は平均休日率の達成状況を確認後、<u>月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更を行うもの</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>通期の週休2日の達成有無に関わらず、補正係数を除した変更を行うものとする。</p> <p>（実施方法）</p>	<p>とする。</p> <p>（実施方法）</p>
<p>第7条（略）</p>	<p>第7条（略）</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>3（略）</p>	<p>3（略）</p>
<p>4（略）</p>	<p>4（略）</p>
<p>5 現場完成時には、以下のとおり対応するものとする。</p> <p>（1）受注者は、工事完成予定日の21日前までに、適用工事（現場閉所型）においては「現場閉所実績報告書（様式第1号）」を、適用工事（交替制）においては最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式第2号）」及び「休日確保実績報告書（様式第3号）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所（現場休息）率又は休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。ただし、発注者は、必要に応じて工事完成予定日の21日前よりも以前の提出期日を定めることができる。</p> <p>（2）受注者は、工事完成予定日の21日前までに現場が完成していない場合は、（1）に規定する提出日から現場完成日までの現場閉所（現場休息）率又は休日率については、見込</p>	<p>5 現場完成時には、以下のとおり対応するものとする。</p> <p>（1）受注者は、工事完成予定日の21日前までに、適用工事（現場閉所型）においては「現場閉所実績報告書（様式第1号）」を、適用工事（交替制）においては最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式第2号）」及び「休日確保実績報告書（様式第3号）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所（現場休息）率又は<u>平均休日率</u>の達成状況について発注者の確認を受ける。ただし、発注者は、必要に応じて工事完成予定日の21日前よりも以前の提出期日を定めることができる。</p> <p>（2）受注者は、工事完成予定日の21日前までに現場が完成していない場合は、（1）に規定する提出日から現場完成日までの現場閉所（現場休息）率又は<u>平均休日率</u>については、</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>みで提出する。また、変更があった場合は、その都度速やかに再提出し、現場閉所（現場休息）率又は休日率について発注者の確認を受ける。</p>	<p>見込みで提出する。また、変更があった場合は、その都度速やかに再提出し、現場閉所（現場休息）率又は<u>平均休日率</u>について発注者の確認を受ける。</p>
<p>(3) 発注者は、現場閉所（現場休息）率又は休日率の達成状況に応じて、前条に定める経費について必要となる契約変更を行う。</p>	<p>(3) 発注者は、現場閉所（現場休息）率又は<u>平均休日率</u>の達成状況に応じて、前条に定める経費について必要となる契約変更を行う。</p>
<p>（工事成績評定）</p>	<p>（工事成績評定）</p>
<p>第8条 工事成績評定における加点は行わない。また、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。<u>ただし、通期の週休2日が達成できなかった場合や、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考查項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。</u></p>	<p>第8条 工事成績評定における加点は行わない。また、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p>

新（改正後）	旧（現行）															
<p>ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この要領は、令和6年11月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和8年1月20日から施行する。</u></p>	<p>ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この要領は、令和6年11月1日から施行する。</p>															
別表（第6条関係）	別表（第6条関係）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経 費</th><th><u>完全週休2日</u></th><th><u>月単位の週休2日</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労 務 費</td><td><u>1. 0 2</u></td><td>1. 0 2</td></tr> <tr> <td>現場管理費</td><td><u>1. 0 1</u></td><td>二</td></tr> </tbody> </table>	経 費	<u>完全週休2日</u>	<u>月単位の週休2日</u>	労 務 費	<u>1. 0 2</u>	1. 0 2	現場管理費	<u>1. 0 1</u>	二	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経 費</th><th><u>月単位の週休2日</u></th><th><u>通期の週休2日</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労 務 費</td><td><u>1. 0 4</u></td><td>1. 0 2</td></tr> </tbody> </table>	経 費	<u>月単位の週休2日</u>	<u>通期の週休2日</u>	労 務 費	<u>1. 0 4</u>	1. 0 2
経 費	<u>完全週休2日</u>	<u>月単位の週休2日</u>														
労 務 費	<u>1. 0 2</u>	1. 0 2														
現場管理費	<u>1. 0 1</u>	二														
経 費	<u>月単位の週休2日</u>	<u>通期の週休2日</u>														
労 務 費	<u>1. 0 4</u>	1. 0 2														